

事 務 連 絡

令和3年12月13日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より建設産業行政に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、安全運転管理者の業務にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を加えることなどを定めた道路交通法施行規則の改正内容等について周知を図るため、別紙1のとおり警察庁から依頼がまいりました。

つきましては、別紙2の広報啓発用資料のデータを御活用いただき、貴団体傘下の事業所や関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、アルコール検知器の購入など安全運転管理者の業務の拡充に伴う適切な対応や、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、警察庁から当該広報啓発用資料のデータの御活用の範囲について、送付先事業者等の事業所内に留めていただくよう依頼がありましたので、取扱いには御留意をお願いいたします。